

日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから、今年で80年になる。2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2025年9月時点で95ヵ国が署名し、74ヵ国が批准した。核兵器禁止条約は、核兵器について人類に破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。条約は、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。この条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんがあらゆる活動を禁止している。核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。この条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められている。2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんがあらゆる活動を禁止している。今年は、被爆80年の節目の年である。今こそ、広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させるために、世界の模範とならなければならない。核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、下記の事項が実現されるよう、平和都市宣言をしている高島市から意見書を提出する。

記

日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月23日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣あてに提出しました。

再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書

えん罪は、犯人とされた者やその家族に人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国家による最大の人権侵害です。冤罪の発生を防ぐとともに、不幸にしてえん罪が発生した場合、これを速やかに救済されなければなりません。これまで、死刑事件では4件の無罪判決が確定し、死刑事件以外でも再審により無罪判決が確定する事件が相次ぐなど、冤罪や再審をめぐる国民の関心も高まっています。しかし、再審無罪判決が確定するまでに何十年もの時間が費やされています。福井女子中学生殺人事件(1986年福井県)は20年、布川事件(1976年茨城県)は44年、袴田事件(1967年静岡県)では57年もかかっています。無辜の救済のためになぜこのような長い年月を必要とするのか。人生の大半をかけて無実を訴えても、冤罪を晴らすことができないまま無念の死を遂げる者も少なくありません。日本国憲法は無実の者が誤って処罰されないように、刑事手続きにおける基本的人権の保障と公正な裁判を実現するよう詳細な規定を設けています。しかし、再審の手続きについて定める刑事訴訟法「第四編再審」(再審法)は、戦後の改正から取り残され、わずか19か条の規定しかなく、具体性に欠け、個々の裁判所の解釈、運用にゆだねられていることから、裁判所ごとに審理の進行や結論に差異がある「再審格差」と言われる問題が生じています。冤罪被害者の速やかな救済のためにも、捜査段階で集めた証拠の開示が必要です。有罪に有利か不利かを問わず、裁判所や弁護団の開示請求に応じ真相解明に役立てるべきです。そのことは冤罪を生まないこともあります。また、ひとたび再審開始が決定されても、検察官がその決定に対する不服申し立て(上訴)をすることにより、速やかに再審公判手続きに移行できず、裁判を長引かせ当事者と家族を苦しめ続ける実情があります。えん罪被害者の名譽と尊厳を回復し、間違った有罪判決を速やかに是正するために「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を速やかに行うよう強く求めます。

記

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示を制度化すること。
- 2 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月23日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、法務大臣あてに提出しました。